

青丘学院つくば中学校・高等学校の部活動の在り方に関する活動方針

はじめに

青丘学院つくば中学校・高等学校は令和元年7月に茨城県より公表された「部活動の運営方針」に則り、次のとおり部活動の在り方に関する活動方針を策定する。なお本校の生徒数および出身地域の実状に鑑み、**休養日の設定をのぞき当面の間は中学校・高等学校を区別せず同じ方針とする。**

1 部活動の基本的な考え方について

- 部活動は、教育課程とあいまって学校教育が目指す「生きる力の育成」「豊かな学校生活を実現させる」役割を果たす教育活動の一つであると位置づけられる。同時に本校の教育目標の一つである「礼儀正しく、高い道徳心と克己心を培う」を具現化する方法としても有意義な活動である。また異年齢との交流の中で人間関係の構築を図れる、生徒自身が活動を通して自己肯定感を高められるなど、教育的意義が高く、人間性の向上や健康の増進にも極めて効果的な活動であることから、今後も学習活動に支障のない範囲で計画的に実施する。
- 全職員の共通理解の下、生徒のバランスのとれた生活と成長に配慮するとともに、部活動顧問の指導に係る業務の適正化が図られるよう、学校としての組織力を高めながら、学校全体の教育活動として適切な部活動の運営を図っていく。

2 部活動の休養日の設定

- 学期中は原則として週あたり**中学校においては2日以上、高等学校においては1日以上**の休養日を設けることとする。また、週末に大会参加等で活動した場合は、休養日を他の日に振り替える。長期休業中は、連続した休養期間（オフシーズン）を設ける。
- 定期考査の前1週間から考査が終了する前日までは原則として休みとする。考査が終了する当日は生徒の精神・健康状態を考慮しつつ活動を再開してもよいこととする。この期間に公式の対外試合がある等、特別な事情がある場合の活動については校長の許可を得る。

3 部活動の活動時間について

- 1日の活動時間は、原則として**平日は2時間以内。休業日は4時間（中学校は3時間）以内**とする。
休業日に大会や強化練習会に参加したり、合宿・練習試合を行ったりした場合は、

当該月の休養日の設定等で、週当たりの活動時間が16時間未満となるよう時間の配分について配慮する。

○部活動の朝の活動は原則として行わない。

ただし、大会に出場するなど特別な事情がある場合には校長の許可を得る。

4 合理的でかつ効率的・効果的な活動の推進

(1) 運動部活動における適切な指導

ア 運動部顧問は、部活動の実施に際し、生徒の体調、気温・湿度などの環境の変化に十分注意し、学校生活・学習活動に支障が出ないように配慮するとともに生徒の心身の健康管理に努める。

イ 運動部顧問は、科学的な見地に基づき、過度の練習がスポーツ障害・外傷のリスクを高め、必ずしも体力・運動能力の向上につながらないことや、トレーニング効果を得るために休養を適切に取ることが必要であること等を正しく理解する。

ウ 運動部顧問は、活動場所における施設・設備の点検や活動における安全対策等を実施し、施設管理担当者と連絡を密にし、事故防止に努める。

エ 運動部顧問は、生徒と適切なコミュニケーションを図り良好な関係を築き、体罰・ハラスメントの根絶を徹底する。

(2) 文化部活動における適切な指導

ア 文化部顧問は、過度の練習が生徒の心身に負担を与え、文化部活動以外の様々な活動に参加する機会を奪うこと等を正しく理解し、バランスの取れた健全な成長の確保には休養を適切に取ることが必要であることを理解する。

イ 文化部顧問は、分野の特性等を踏まえた合理的かつ効率的・効果的なトレーニングを積極的に導入し、生徒の芸術文化等の技能や能力の向上、生涯を通して芸術文化等の活動に親しむ基礎を培うように指導を行う。

ウ 文化部顧問は、生徒と適切なコミュニケーションを図って良好な関係を築き、体罰・ハラスメントの根絶を徹底する。

5 学校単位で参加する大会等の見直し

○校長は生徒や部活動顧問の負担が過度にならないよう考慮して、参加する大会・試合等を精査する。

6 熱中症対策について

○部活動開始前には、健康状態（睡眠・食事・体調等について）の確認を行ってから

練習を開始する。健康観察の結果、健康状態に不安がある生徒については練習させない。

- 運動部の活動を行う際には、十分な水分を用意するとともに、塩分や電解質の補給を行うようにする。
- 熱中症と思われる症状が出た場合には、速やかにエアコン等のある部屋に移動させることを原則とするが、屋外で直ちに移動できないような場合には風通しがよい日陰等で休ませる。また、体部に氷袋や保冷剤等をあてる処置を行う。重症と思われる場合には、速やかに救急車の出動要請をする。
- 顧問がいない場合には練習を行わない。

7 新型コロナウイルス感染症感染予防について

- 部活動の活動の可否については国および茨城県の最新の指針に従い、適切に判断する。

8 その他

- 部活動顧問は、年間の活動計画（活動日、休養日及び参加予定大会日程等）を作成するとともに、毎月の活動実績を記録（電子データ管理）し、管理職に提出するほか、該当生徒の保護者に配布するなどして理解を得るように努める。
- 校長は、必要に応じて、部活動を視察し、指導内容に対して助言を行う。
- 部活動顧問の負担が大きくなるよう、各部とも原則として顧問を2名以上配置する。
- 事故が起こらないよう、顧問等は安全管理について日頃から留意し、万が一事故が発生した場合は、青丘学院つくば中学校・高等学校の「危機管理マニュアル」に則り迅速且つ適切な処置を行うとともに、医療機関の診断を必ず受けさせる。
- 校長は、国のガイドライン及び「茨城県部活動の運営方針」の趣旨を踏まえた「青丘学院つくば中学校・高等学校部活動に係る活動方針」（本方針）を策定・公表し、部活動の運営が適正に推進されるよう努める。
- その他の部活動に係ることについては平成25年5月文部科学省策定の「運動部活動での指導のガイドライン」および令和元年7月茨城県策定の「部活動の運営方針」に照らして学校生活・学習活動に支障が出ないように対応する。

この方針は2022（令和4）年4月1日より運用する。
本校ホームページにおいて公開する。